

○都市計画法施行規則第 60 条等による適合証明書の添付について

確認申請書等に添付することとなる都市計画法関係規定に適合していることを証する書面（以下「適合証明書」という。）の取扱いについては、次のとおりとする（建築基準法施行規則第 1 条の 3 関係）。

1 都市計画法第 29 条、第 35 条の 2 及び第 43 条に係るもの

都市計画法第 29 条、第 35 条の 2 及び第 43 条に係る適合証明書の取扱いは下表のとおりとする（表中「敷地面積の別」について、同法施行令第 19 条第 1 項の条例により許可を要しない開発行為の規模が別に定められている場合は、当該規模の別による）。

なお、宅地分譲など建築基準法施行令第 2 条第 1 項第一号の敷地面積（以下「敷地面積」という。）が開発行為を行う区域の面積と異なる場合において、表中「敷地面積」とあるのは、「開発行為を行う区域の面積」と読み替えるものとする。

区域区分等		敷地面積の別	適合証明書の添付要否
都市計画区域内	市街化区域	1,000 m ² 以上	開発行為の有無の判断も含め添付必要 （明らかに開発行為に係る許可（以下「許可」という。）が不要と判断できる場合は、添付不要）
		1,000 m ² 未満	許可不要のため添付不要
	市街化調整区域	全て	添付必要
	区域区分非設定 （非線引き都市計画区域）	3,000 m ² 以上	開発行為の有無の判断も含め添付必要 （明らかに許可不要と判断できる場合は、添付不要）
3,000 m ² 未満		許可不要のため添付不要	
準都市計画区域内		3,000 m ² 以上	開発行為の有無の判断も含め添付必要 （明らかに許可不要と判断できる場合は、添付不要）
		3,000 m ² 未満	許可不要のため添付不要
都市計画区域及び準都市計画区域外		1 ha 以上	開発行為の有無の判断も含め添付必要 （明らかに許可不要と判断できる場合は、添付不要）
		1 ha 未満	許可不要のため添付不要

2 都市計画法第 42 条その他の関係規定に係るもの

都市計画法第 42 条その他の関係規定（上記 1 に係るものを除く）に係る適合証明書は、敷地面積の別にかかわらず、添付必要とする。

なお、都市計画法第 42 条に係る適合証明書について、確認申請等に係る敷地が開発許可

を受けた開発区域内にある場合に添付必要となるが、当該開発許可に係る予定建築物等があること又は用途地域等が定められていることにより、明らかに許可不要と判断できる場合は、添付不要とする。

3 適合証明書の内容について

適合証明書は原則、都市計画法施行規則第 60 条の書面（以下「書面」という。）によるものとする。

なお、当該書面の添付に代わり、開発行為に係る許可証等の写しの添付、当該許可の権限を有する市町への確認等により、建築主事が都市計画法関係規定の適合状況を判断できる場合にあっては、当該手続きによることができる*。

【平成 23 年度 第 2 回土木事務所建築行政担当者会議 合意】

※都市計画法施行規則第 60 条の書面の添付に代わる手続きの可否については、あらかじめ確認申請先となる審査機関に御相談ください。